

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年7月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500012号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500042号

第1 結論

請求者のA社B工場における昭和61年8月1日から昭和62年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和61年8月から昭和62年9月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

昭和61年8月から昭和62年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年8月から昭和62年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年8月1日から昭和62年10月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社へ入社し、平成5年9月30日まで勤務した。厚生年金保険の記録では、昭和61年8月から昭和62年9月までの標準報酬月額が41万円となっているが、自身が所有する当該事業所の給与支払明細表では、標準報酬月額44万円に見合う厚生年金保険料が控除されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する給与支払明細表から、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（41万円）を超える標準報酬月額（44万円）が確認でき、同額の標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和61年8月から昭和62年9月までの期間について請求者の厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500004 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500043 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年8月30日から同年9月1日に訂正し、平成9年8月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成9年8月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年8月30日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで

私は、平成7年8月1日にA社に入社後平成9年8月31日まで勤務し、同年9月1日に関連会社であるB社へ移籍した。厚生年金保険の記録では、A社の資格喪失日が平成9年8月30日になっており納得できないので、同社での資格喪失日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の取締役及び複数の同僚の陳述から、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成9年7月の厚生年金保険の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の取締役は、平成9年8月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500019 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500045 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 10 月 26 日から昭和 55 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 52 年 10 月から昭和 55 年 3 月までの標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 52 年 10 月 26 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 52 年 10 月 26 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 4 月 1 日に、喪失年月日を昭和 55 年 5 月 26 日に訂正し、昭和 55 年 4 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 4 月 1 日から同年 5 月 26 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 4 月 1 日から同年 5 月 26 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 26 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の記録では、A社（後に、B社）で昭和 52 年 10 月 26 日に資格喪失となつておらず、請求期間①及び②が被保険者期間となっていないが、私は、当該期間においても継続して勤務しており、業務内容及び雇用形態が変わることはなかった。

調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、複数の同僚の陳述から、請求者が、当該期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

そして、複数の同僚が、請求者の業務内容が変わることはなかつたと陳述している上、請求期間①において、請求者と同じ業務を行っていたとする同僚が、当該期間において厚生年金保険被保険者となっていることから、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、昭和 52 年 9 月の厚生年金保険の記録から、

11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、昭和52年10月26日から昭和55年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和52年10月26日から昭和55年4月1日までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出された場合には、当該資格喪失前に、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が複数回あったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和52年10月26日から昭和55年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、複数の同僚の陳述から、請求者が、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

そして、複数の同僚の陳述から請求期間②において勤務していたと認められる従業員は、請求者を除き、全員が厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、複数の同僚が、請求期間②当時、事務職は正社員しかおらず、全員が厚生年金保険に加入していたはずであると陳述していることから、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、昭和52年9月の厚生年金保険の記録から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、昭和55年4月1日から同年5月26日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、B社に係る厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和55年4月1日から同年5月26日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500007 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500044 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 20 年 8 月
② 平成 20 年 12 月
③ 平成 21 年 8 月

A社から請求期間について賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る賞与支払明細書を所持していない上、A社は、「賃金台帳は保管しておらず、請求期間に係る請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者が所持する平成 20 年分及び 21 年分給与所得の源泉徴収票からは、当該事業所における平成 20 年及び平成 21 年に係る支払金額及び社会保険料控除額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間①、②及び③の各期ごとの賞与額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

さらに、A社が加入しているB厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員適用記録照会」によると、請求期間①、②及び③の賞与標準給与額の記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。